

平成27年6月15日（1）

開議 10時22分

○議長 磯永優二君

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は、14名であります。

これより、平成27年第3回豊前市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、議会運営委員会で協議のとおり、本日から7月2日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定いたしました。

続きまして、日程第2 会議録署名議員の指名をおこないます。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、6番 鎌田晃二議員、9番 尾澤満治議員を指名いたします。

日程第3 諸般の報告をいたします。

監査委員より、平成27年2月分から平成27年4月分までの出納例月検査の報告が届いております。各報告書につきましては、事務局に保管しておりますので、御了承願います。

以上で、報告を終わります。

日程第4 議案の上程をおこない、提案理由の説明を受けることにいたします。

今定例会には、市長から、議案8件、報告4件、合計12件が提出されております。これらを一括上程し、議題といたします。

それでは、市長に提案理由の説明を求めます。

○市長 後藤元秀君

皆さん、おはようございます。本日ここに、平成27年第3回豊前市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私御多用のところ、御臨席を賜り、誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

議案の順序により、提案理由の説明を申し上げます。

本議会に提案いたしました議案は、条例案件3件、専決処分案件3件、指定管理者の指定案件1件、規約の協議案件1件、報告案件4件の計12件であります。

議案第40号は、豊前市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備するものであります。

議案第41号は、豊前市特別職退職手当支給条例の一部改正についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備するものであります。

議案第42号は、豊前市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備するものであります。

議案第43号は、豊前市税条例等の一部改正に係る専決処分についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に豊前市税条例等の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める案件であります。

議案第44号は、豊前市国民健康保険税条例の一部改正に掛る専決処分についてであります。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、緊急に豊前市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める案件であります。

議案第45号は、指定管理者の指定についてであります。

総合交流促進施設について指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条第2第6項の規定により、市議会の議決を求める案件であります。

議案第46号は、吉富町外一市中学校組合規約の変更についてであります。

吉富町外一市中学校組合に置く監査委員のうち、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、すぐれた識見を有する者の任期を、地方自治法第197条の規定に基づき、4年に変更することに伴い、吉富町外一市中学校組合規約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める案件であります。

議案第47号は、平成27年度豊前市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分についてであります。

平成26年度末において、歳入が歳出に不足する見込みとなり、予算措置について緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める案件であります。

報告第1号は、平成26年度豊前市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法第213条の規定により、年度内にその支出を終わらない見込みのものについて、翌年度に繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

報告第2号は、平成26年度豊前市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法第213条の規定により、年度内にその支出を終わらない見込みのものについて、翌年度に繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第3号は、平成26年度豊前市水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてであります。

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の前段の規定による継続費の通次繰越をしたので、同項後段の規定により報告するものであります。

報告第4号は、平成26年度豊前市下水道事業特別会計豊前市公共下水道事業予算繰越計算書の報告についてであります。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越をしたので、同条第3項後段の規定により報告をするものであります。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊急かつ必要な案件でありますので、議員各位には、慎重に御審議のうえ、すみやかに御議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長 磯永優二君

以上で、議案の上程並びに提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案に対する質疑及び議案の委員会付託をおこないます。
議案第40号、第41号、第45号に対して、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

ここで議事運営上、暫時休憩いたします。

休憩中に、最初に総務委員会、次に産業建設委員会の順に開催をお願いいたします。

休憩 10時31分

再開 11時44分

○議長 磯永優二君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第40号から、日程第8 議案第45号までを一括議題といたします。
各委員長に付託案件に対する審査の経過並びに結果の報告を求めます。

はじめに、総務委員長。

○9番 尾澤満治君

総務委員会から報告します。

先程、総務委員会を開きまして、議案第40号 豊前市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、また議案第41号 豊前市特別職退職手当支給条例の一部改正について、議論させていただきました。

ともに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の給与及び退職手当を整備するものであります。

ともに全員賛成で、2議案可決させていただきました。以上で、報告を終わります。

○議長 磯永優二君

次に、産業建設委員長。

○1番 黒江哲文君

それでは、産業建設委員会の報告をいたします。

当委員会に付託された議案は、議案第45号 指定管理者の指定、総合交流促進施設についての1件であります。

執行部より、指定管理予定者、指定期間、協定書等の協議内容について、説明を受けまして、関係課に質疑をおこないまして、慎重審議の結果、全会一致で可決をいたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長 磯永優二君

以上で、委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって、討論を終わります。

これより、採決に入ります。

日程第6 議案第40号を採決いたします。

議案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第41号を採決いたします。

議案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第45号を採決いたします。

議案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 同意案第3号 豊前市教育委員会教育長の任命について、を議題といたします。

市長に、提案理由の説明を求めます。

○市長 後藤元秀君

同意案第3号は、豊前市教育委員会教育長の任命についてであります。

豊前市教育委員会教育長である委員1名の任期が満了となり、新たに豊前市教育委員会教育長を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

任命しようとする者の氏名、住所、生年月日を申し上げます。

氏名 戸田 章

住所 豊前市大字八屋 881番地1

生年月日 昭和18年11月23日

71歳であります。

なお、今回の教育長の任命に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長であった教育委員の委員としての任期の満了により、新たに豊前市特別職の職員として豊前市教育委員会教育長を任命するものであります。

よろしく御同意くださいますよう、お願いいたします。

○議長 磯永優二君

市長の説明が終わりました。

ここで、先例により、関係者であります戸田教育長の退席を求めます。

(戸田教育長「はい」の声あり。退席)

○議長 磯永優二君

豊前市教育委員会教育長の任命については、市長説明のとおり、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、本案は、市長説明のとおり、同意することに決しました。

それでは、戸田教育長の入室を許可します。

(戸田教育長、入室)

それでは、ここで、ただいま任命することに同意されました戸田教育長より、演壇にて、就任の御挨拶をお願いいたします。

○教育長 戸田章君

ただいま御承認いただき、誠にありがとうございます。

本年4月1日より、教育委員会制度が大きく変わりました。新教育長の責任が非常に大きくなり、本当に責任を痛感しておりますし、その時代に、私に豊前市の教育行政の舵取りを任せていただいたということに対して、ただただ身の引き締まる思いでございます。

私は、国の教育改革の動向を踏まえ、知・徳・体のバランスのとれた教育の推進を目指します。

その第1は、積極的な生徒指導の推進であります。生徒指導の機能、自己存在感・自己決定・共感的人間関係を生かした授業づくりの推進に努力いたします。

第2は、道徳の時間、あるいは体験活動の充実でございます。規範意識の向上、自尊感情の高揚であります。

第3は、体力の向上を目指します。日常的な運動の推進であります。

以上を基本姿勢といたしまして、地域に根指した教育活動を推進してまいります。

議員の皆様のご指導・御鞭撻をお願いいたしまして、就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

(拍手あり)

○議長 磯永優二君

教育長さん、知力・体力共に、まだまだ充実しておると思いますので、将来ある、豊前市を担う子どもたちのために、しっかりと教育をしていただきたいと思いますし、また教職員をしっかりと束ねて、今後とも教育行政をやっていただきたいと思います。

議会も最大限協力することをお約束申し上げて、今後の教育長さんの御活躍に期待を申し上げます。よろしくお祈りします。

続きまして、日程第10 同意案第4号 豊前市公平委員会委員の選任について、を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長 後藤元秀君

同意案第4号は、豊前市公平委員会委員の選任についてであります。

豊前市公平委員会委員1名の任期が満了となるため、公平委員会委員として選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

選任しようとする者の氏名、住所、生年月日を申し上げます。

氏名 鳥飼 香
住所 豊前市大字松江 1099番地42
生年月日 昭和20年6月26日

69歳であります。

よろしく御同意くださいますよう、お願いいたします。

○議長 磯永優二君

市長の説明が終わりました。

豊前市公平委員会委員の選任については、市長説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、本案につきましては、市長説明のとおり同意することに決しました。

続きまして、日程第11 同意案第5号 豊前市固定資産評価審査委員会委員の選任について、を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長 後藤元秀君

同意案第5号は、豊前市固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

豊前市固定資産評価審査委員会委員1名の任期が満了となるため、固定資産評価審査委員会委員として選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

選任しようとする者の氏名、住所、生年月日を申し上げます。

氏名 佐山 彰
住所 豊前市大字三毛門 1190番地2
生年月日 昭和23年7月2日

66歳であります。

よろしく御同意くださいますよう、お願いいたします。

○議長 磯永優二君

市長の説明が終わりました。

豊前市固定資産評価審査委員会委員の選任について、市長説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、本案につきましては、市長説明のとおり同意することに決しました。

以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

なお、一般質問は、6月22日から24日までの3日間を予定しております。
なお、議案に対する質疑は、一般質問3日目におこないます。一般質問並びに議案に対する質疑のある方は、本日午後5時までに発言通告書の提出をお願いいたします。
なお、発言の順序は、通告書提出の順序といたしますが、議事運営上、変更することもありますので、御了承ください。
それでは、本日の会議は、これをもって散会いたします。
皆さん、お疲れでした。

散会 11時58分